

第3回青森地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）午後3時から午後4時まで
- 2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛 鳥 委 員	石 岡 委 員	岩 崎 委 員	森 宏 之 委 員	森 理 恵 委 員
	労働者委員	秋 田 谷 委 員	相 馬 委 員	中 野 委 員	野 坂 委 員	保 土 澤 委 員
	使用者委員	小 山 内 委 員	小 野 委 員	小 山 田 委 員	菅 委 員	藤 井 委 員
【事務局】	井 嶋 青森労働局長	上 野 労働基準部長	森 越 賃 金 室 長	木 村 室 長 補 佐	高 山 賃 金 指 導 官	

4 開会

（事務局 室長補佐）

定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第3回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、保土澤委員が都合により遅れておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、公開となっていることから、傍聴人の公募を行ったところ8名の傍聴の申し込みがあり、傍聴していることをご報告いたします。

本日の審議会では、青森県最低賃金の改正決定についてご審議いただきます。

（事務局 賃金室長）

ここで今年8月5日付けをもちまして審議会委員の交替がございましたので、ご紹介させていただきたいと思えます。

公益委員の岩崎委員でございます。一言お願いいたします。

（岩崎委員）

この度、公益委員を拝命いたしました、岩崎と申します。日本放送協会青森放送局長ということで、前任の中村に引き続いてこうした場に参加させていただいております。

現在の経済状況においては最低賃金のあり方については高い関心を持ってございますので、しっかりと公益委員としての役割を果たしてまいりたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（事務局 賃金室長）

ありがとうございました。

(事務局 室長補佐)

それでは、以後の議事につきましては石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしくお願いいたします。さっそく議事に入りたいと思います。

はじめに青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしました。会長である私が部会長でもありますので、森部会長代理から報告をお願いいたします。

(森宏之委員)

はい。

「青森県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日青森県最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について慎重に調査、審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に加え、青森においては生活必需品の物価上昇率は全国平均と比較して高い傾向にあること、及び生活保護水準との比較に配慮した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や若年者の県外転出率の縮小につながることを期待する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会『平成20年度地域別最低賃金金額改定の目安について(答申)』の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和4年10月5日発効の青森県最低賃金は時間額853円でしたが、令和4年度の青森県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

併せて、本報告に当たっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに関する環境整備として、政府に対し以下の2点を要望する。

1 業務改善助成金について

県内の中小企業、小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実し、具体的事例を活用して周知を行うこと。また、キャリアアップ助成金等について、賃上げ加算等の充実を図ること。

2 県内の中小企業・小規模事業者の労務費等の上昇分が適切に転嫁されるよう、下請法の執行強化、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』の周知徹底を行うこと。」

ということでした。

各代表委員については報告書にございますので、省略させていただきます。

別表1の今年度の最低賃金でございますが、

別表1の1 適用する地域 青森県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 953円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

以上であります。

(石岡会長)

はい。ということでございまして、専門部会では1時間当たり 953円という結論に達したところでございます。何かご質問はございますか。

報告書が配付されていない委員がいらっしゃるみたいです。皆様、お手元にご覧いただけますか。

よろしいでしょうか。

専門部会では、このような結論に至るまで意見の対立がございまして、残念ながら全員一致というふうなことには至りませんでした。

最終的に公益委員の見解を出し、それをもって採決で決めることに至ったということでございます。

この専門部会の審議結果を、当本審でまた再度審議していただくこととなりますが、この結果を本審の決定とすることについて、採決で決定するということがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは採決をしたいと思います。採決は、賛成・反対・保留の3つ、3種類ということで挙手をもって行いたいと思います。

それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。

【公益委員4名、労働者側委員4名が挙手】

(石岡会長)

ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。

【使用者側委員5名が挙手】

(石岡会長)

ありがとうございます。

採決の結果は、賛成の方が8名、反対の方は5名、保留の方はなしということになります。

最低賃金審議会令第5条第3号におきまして、審議会の議事は、会議に出席した者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる、とされていますので、青森県最低賃金審議会は専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、答申の案を各委員に配付させていただきたいと思います。

【答申文案配付】

【保土澤委員が会議室に入場】

(事務局 賃金室長)

ただ今、事務局から配付されました答申文の案ですが、委員の皆様にご確認をいただきたいと思います。

(小山田委員)

ただ今、改正決定について答申文をいただきました。これは採決の結果でありますから受け入れざるを得ないことでございますけれども、今回の最賃の引上げは、最低賃金実態調査の結果を見ますと、3割を超える方々が影響を受けるとされており、県内のこうした方々は賃金を2か月以内に上げなければならないという内容でございます。

本県は、ご存じのとおり経営基盤がぜい弱でコスト増等の課題を抱える中小企業、小規模事業者が99.9%でございますので、この答申文の下方2点、国に対する要望事項がありますので、これをしっかり届けていただくようお願いしたいということでございます。以上です。

(石岡会長)

分かりました。

他には何かご意見等はございますでしょうか。

どうぞ。

(小野委員)

三八五自動車整備工業の小野と申します。

せっかくの機会でありますから、労働側の秋田谷委員に質問を2点させていた

だきます。

大変細い話で恐縮なんですけれど、私の身近な経営者、中小の小の方ですね。町内にあるせんべい屋さん、南部せんべい屋さんですけれど。この南部せんべい屋さんというのは、もう昔から町内のお母さん方の今で言うアルバイトの場でもありまして、貴重な家計の足しにするため、暑い夏は、せんべいを手焼きで、汗をダラダラ流しながら、また、寒い時はストーブを焚いて、冬は暖かいわけですが、そういうコミュニケーションの場でもあった。

そういうところの社長が、もうついこの前の話でありますけれど、私が最低賃金審議会委員をやっているということから、「なんぼくらいだべ。」「去年よりまだ上がるかと思えます。」というようなことで、今ほど小山田委員が言われたように方向的には理解をするものではありませんけれど、そういう小規模のせんべい屋さんと言えども、これ以上、この時代でありますからもう機械化していかなければならない、そうするとお母さん方の働く場所を奪うことにもなってしまう、それは社長としても心もとない、町内会の役員としても心もとないんだというような意見があります。

それから、この中小の中の八戸市内の水産会社の社長さんの意見でありますけれど、これはもう10年ほど位前からの共通意見でありましたが、かつては、私も労働側の関係の仕事をしておりまして、経営者と労働者側の話し合いの中で、これ以上、最低賃金が上がっていくとすれば、当時のアップ額というのはもっとも低かったですから、最近のように40円、50円の世界ではありませんでしたので、ここ昨年、今年のレベルからいくと、同じく機械化をしながら、そうすると浜の皆様、お母様方、親父様もいらっしゃいますけど、職場を奪ってしまうということになる。中小、せんべい屋と水産会社の雇用を減らしてしまうということについての、労働側の感想というか、見解をまず1点ですね。

それから価格交渉。春闘も関わってまいりますけれど、価格交渉、昨年この場で話をさせていただきましたが、例えば、産業の名前を出して恐縮でありますけれど、電力のように「何月から一律値上げをさせていただきます。」という産業と、それから私もそうありますが、お客様一人ひとりを回って歩いて、文書を持ってお願いに歩く。相手方の好調な企業はすんなり答えていただけますが、大変厳しい状況の企業におかれましては、「少なくとも雇用はするけれど、決算の数字を見てから、決算の数字が良かったら来年度、今年で言うと4月から工賃を上げさせていただきます。上げられません。」というような状況でありまして、今年もまた最賃が、最近では実質賃金がやっと上がったみたいな情報も流れてきている中で、また、お客様のところに足を運んで価格交渉をしなければならないのかと。

そういう時に、ここに補助金の関係も書いておりますけれども、そのような状況の中で価格交渉も指針を示すだけでなく、価格交渉をした、また、価格交渉だけではダメですので、設備投資もして効率も上げなければならない、この合わ

せ技で賃上げに対応していかなければならないという状況の中で、具体的な補助金の拡充という、言葉で言うのは簡単ではありますが、なかなか読み込むと色々な条件、規制があって、できないということも連合の秋田谷委員におかれましては理解をされていることと思いますけれども、今日の段階で見解を教えてください、今日の段階で結構ですので。2点ほど質問させていただきます。

(秋田谷委員)

ご指名でありますので、答えられる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、中小の方の小企業の方のアルバイトの仕事がなくなるということでございますけれども、まずその前提として、やはり生活できる賃金をまず稼げること、最低賃金法ではそれを謳っていますので、まずはそれを前提として考えていくというのがこの最低賃金の審議会の場だというふうに理解をしております。

DXの進行によって無くなる仕事という文言の記載はされておりますけれども、その中であっても、例えば機械の管理など、様々あると思いますので、そういうふうなものも最終的に人間の関与になってくると思います。全く無いわけではないと思っています。ただその一方で仕事の効率化、付加価値生産性を高めていく、そのことを是非経営者の方々もお知恵を出していただきながら、労働者としてもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

価格交渉については、やはりまだまだ県内では交渉が行われていない状況というのは理解をしております。ただ、大きく賃金が上がっていかないと価格交渉のきっかけにもならないと感じております。

従いまして、しっかり今回の見直しによって最低賃金が引上げされていくことによって、また、それが価格交渉のきっかけにもつながっていくとなっていけばいいのかなということを考えています。

そういったところで、今回の答申文にも1、2ということで具体的に書かせていただいたということでございますし、その部分、労働者としてどこまで関与できるかというのは少し考えていかなければならないと思っていますけれども、例えば、連合青森の政策の中には県に対する、例えば、下請けとか公契約の部分でも、しっかりと最低賃金を見込んだ契約となるようなものも入れ込んでおりますので、その辺は労働者の立場としてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

回答になっているかどうか分かりませんが、以上です。

(石岡会長)

はい、ありがとうございます。

他に、この答申文について何かご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは答申に移らせていただきます。

青森地方最低賃金審議会石岡会長より井嶋青森労働局長に対して答申文を手交
願います。

【局長、石岡会長が中央に移動】

(石岡会長)

青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会会長 石岡 隆司

青森県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和6年7月4日、青森地方最低賃金審議会において付託された
青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査、審議を重ねた結果、別紙1の
とおりの結論に達したのでご報告する。

別紙1の時間額は953円であります。

本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に加え、青森県においては生活
必需品の物価上昇率が全国平均と比較して高い傾向にあること、及び生活保護水
準との比較に配慮した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や若年者
の県外転出率の縮小につながることを期待する。

併せて本報告にあたっては中小企業、小規模事業者の賃上げに関する環境整備
として、政府に対し以下の2点を要望する。

- 1 業務改善助成金について、県内の中小企業、小規模事業がしっかりと活用で
きるように充実し、具体的事例を活用して周知を行う。またキャリアアップ助
成金等について、賃上げ加算等の充実を図ること。
- 2 県内の中小企業、小規模事業者の労務費等の上昇分が適切に転嫁されるよう、
下請法の執行強化、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知
徹底を行うこと。

以上であります。

(事務局 室長補佐)

それでは答申に至った経緯等につきまして、石岡会長から願います。

(石岡会長)

答申の内容について一言、ご説明申し上げます。

この度、青森県最低賃金を55円引き上げて953円とすることに決定し、答申を
いたしました。

残念ながら全会一致ということには至らず、採決で決定したわけであります。このような結論に至った経緯といたしましては、まず、地域間格差の更なる是正が必要であろうということ、それから中賃の目安では、いわゆる「頻繁に購入される品目」の物価上昇率というものをベースにして決定されておりましたけれども、これを青森市において同様のものの物価上昇率の経緯を見ましたところ、いわゆる「生活必需品」といわれるものの物価上昇率は、全国平均よりも高い傾向にある。これは全く同じ統計を採ることはデータ上、難しかったものですから、全く同じものを比較したということではありませんけれども、全体的な傾向として全国平均よりも高い傾向にあるということは有意に認められると思いました。

それから青森県におきましては、生活保護水準と最低賃金との差が全国で2番目に低い。結局、健康で文化的な最低限度の生活を送るためのものとして国が認めている生活扶助水準、それと最低賃金の差が全国で下から2番目に小さい。やっぱりこれも一生懸命働こうとする労働者の意欲という面では、重要な要素ではないかと考えております。

こういった諸々の事情を考慮して、55円という結論に至ったわけであります。

この間、専門部会では5回の会議を開きまして、皆様におかれましては、丁寧かつ真摯な審議をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

また、このように慎重な審議をした結果の結論ですので、県民の皆様におかれましては、是非、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(事務局 室長補佐)

以上をもちまして答申を終了させていただきます。

続きまして井嶋局長よりお礼の挨拶を申し上げます。

(局長)

石岡会長はじめ公労使の各委員の皆様におかれましては、地域別最低賃金改正審議につきまして、専門部会、本審を通じまして、精力的にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様のご尽力の下、本日、答申をいただくことができました。

今年度の改正審議におかれましては、中小企業における労務費等の価格転嫁が進んでいない状況が見られる一方、地域間格差の是正に加えて、青森県の様々な課題を踏まえ、例年にも増して精緻な引上げが求められる中、慎重な審議を尽くしていただき、深く感謝を申し上げます。

今回いただきました答申につきましては、異議申出期間をおきまして、改正決定の手続きを進めていくこととなりますが、この改正される青森県最低賃金の適用にあたりましては、労使団体、各市町村の皆さん方にもご協力をいただきながら青森労働局をあげて周知に努めてまいりたいと思っております。

また、中小企業、小規模事業者の賃上げに関する環境整備として2点ご要望をいただきました。特に価格転嫁の取組につきましては、昨年9月19日に企業収益と賃上げの好循環に向けた価格転嫁の好循環に関する共同宣言を青森県をはじめとする関係機関とで行ったところでありまして、今回の最低賃金の引上げが企業収益と賃上げの好循環の更なる前進につながるよう、青森労働局としては、まず現行の賃上げに係る各種支援策をより適切に運用し、更に関係機関と協力し、価格転嫁の取組を働きかけていきたいと思っております。

また、業務改善助成金等の充実についても、本省にしっかりと伝えてまいる所存でございます。

今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きお力を賜りますようお願いを申し上げます。私からの御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(事務局 賃金室長)

では続きまして事務局の方から、今後の異議の申出等、事務手続きにつきまして若干説明させていただきます。

今後の手続きを経て改正の運びとなりました改正最低賃金額の周知、広報に努めていくとともに、業務改善助成金等をはじめとする各種の賃上げに関する支援策について、あらゆる機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様にもご協力を賜りたいと存じます。

それでは、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

異議の申出の公示を本日8月9日から8月26日まで行うこととなります。それまでの間に異議の申出がありました場合は、審議会を開催し、異議申出についてご審議いただくこととなります。

開催日につきましては、8月27日火曜日午後1時半からを予定しております。

なお、金額の改正でございますので、官報の公示が必要となり、最短で9月5日に官報公示を行い、発効予定日は、令和6年10月5日ということとなります。以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の説明につきまして、何か皆様方からございますか。

特によろしいでしょうか。

それでは以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。

続いて、産業別最低賃金について審議をいたしますが、ここで少し休憩を入れたいと思っております。

【休憩】

(石岡会長)

それでは審議を再開したいと思います。

次の議題の青森県特定産業別最低賃金の改正についての申し出について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

詳細につきましては、諮問の後に説明させていただきますが、産業別最低賃金、4業種につきまして、7月31日に申出の提出がございまして、申出の要件を満たしていることから、これを受理していることを報告いたします。

(事務局 室長補佐)

それでは、ここで産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、井嶋局長より石岡会長に対しまして諮問させていただきます。

【局長、石岡会長が中央に移動】

(局長)

青森地方最低賃金審議会 会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長 井嶋 俊幸

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定必要性の有無について（諮問）

令和6年7月31日付けをもって、申出代表者日本基幹産業労働組合連合会青森県本部委員長石崎尚人ほか3者から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記4業種の産業別最低賃金改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について貴会の意見を求める

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 青森県各種商品小売業最低賃金
- 4 青森県自動車小売業最低賃金

(事務局 室長補佐)

諮問文の写しを各委員にお配りいたしましたので、ご参照願います。

(石岡会長)

それでは、産業別最低賃金の改正について、関連するものを一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは、事務局から説明させていただきたいと思います。

はじめに、産業別最低賃金の改正決定手続きについて説明いたします。

皆様のお手元の資料の「第3回青森地方最低賃金審議会」の「別冊資料（産別最賃関係資料）」をご覧くださいと思います。

1 ページのフローチャートをご覧くださいと思います。一番上の「申出の意向表明」からスタートいたしまして、一番下の11の「効力発生」までの産業別最低賃金の決定の流れを記載しております。

産業別最低賃金の決定等に関しましては、その必要性の有無と改定等につきまして、2段階にわたって、審議会の調査審議を経ることを要することとなっております。

2 ページ、資料2が先ほどの手続きの流れにそって作成した日程表になります。前回の審議会の際に提出したものと同日程となっておりますが、改めて本審議会で日程を確定いただきたいと思いますと思っております。

次に、会議次第が付いている資料をご参照いただきたいと思います。こちらの3ページの資料No.2をご覧ください。こちらが申出の状況を1枚にまとめたものということになっております。4業種について一覧表にまとめたものということになります。

さらに、資料3の1、4ページ目以降になりますが、こちらが4つの業種、各業種についての申出書となっております。申出書に添付の各事業場の労使協約、労使協定、機関決定の書類、委任状等につきましては、個別の事業場の情報が含まれておりますので、その部分については、委員限りの資料ということとさせていただきます。

また、改正申出に関する380名分の合意書、こちらは電気機械器具製造業に係るものでございますが、こちらにつきましては資料の添付を省略させていただいております。事務局において380名分の合意書面は確認しております。

また、1枚ものの机上配付資料といたしまして、一部が黄色いマーカーで示されているものですが、これは申出書に添付されている労働協約や労使協定における企業内最低賃金額で、申出書に添付された個別の企業の労働協約あるいは労使協定におきまして、協定の額を時間額換算したものを記載しております。そのうち一番低い金額を黄色いマーカーで表示させていただいているものです。

こちらも個別企業の情報となりますので、委員限り資料ということで配付させていただきます。

申出の審査に当たりましては、適用労働者数に対する各業種とも3分の1を超えているということが改正決定申出のための必要要件ということとございまして、その要件を具備していることを事務局において審査した上で正式受理していることを改めて報告させていただきます。

次に、検討小委員会と産別の専門部会の手続きにつきましてご説明させていただきます。

別冊資料の産業別最低賃金の関係の方をご覧くださいと思います。

3 ページ、資料3が必要性の審議を行っていただく、検討小委員会の昨年度の名簿ということになっております。

また、検討小委員会では申出人と参考人から意見聴取を行います。4 ページ、資料No.4が昨年度の各業種における意見聴取を行いました申出人、参考人の名簿となっております。

先ほど日程表の方でご覧いただきましたが、今年は9月2日と9月10日に意見聴取を予定しております。

つきましては、労使各側におかれましては、申出人又は参考人をご推薦いただきまして、できれば8月20日、火曜日までに、メール等で事務局の方にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今年度の検討小委員会における意見聴取日程につきましては、6 ページ、資料No.6の時間を予定しております。

9月2日午後1時半から自動車小売業、同午後2時20分から各商品小売業、9月10日午後1時半から鉄鋼業、同午後2時20分から電気機械器具製造業ということで、申出人、参考人の意見聴取を予定しておりますので、日程の確保等につきましてよろしくお願いいたします。

また、推薦をいただきました申出人、参考人の方々につきましては、事務局から意見聴取メモをお願いすることになっております。各申出人、参考人の方々に意見聴取メモの作成をお願いしまして、意見聴取日、9月2日及び9月10日のそれぞれ前日までに事務局の方に提出いただくようお願いする予定でおりますのでご了承いただきたいと思っております。意見聴取メモの様式は、昨年度と同じものということになっております。

5 ページに昨年度の各産業別特定最低賃金の4つの専門部会の委員名簿が載っております。また、検討小委員会の後、もちろんその検討小委員会を踏まえて、必要性ありと答申がされた後の話になりますが、改正決定の諮問、9月12日を受けて各業種ごとに専門部会を設置させていただくこととなります。この専門部会委員の推薦準備につきましても、各労使双方をお願いすることとなりますので、ご準備をよろしくお願いいたします。

正式には9月12日に本審で必要性ありという答申をいただいた後に委員の推薦公示を行いまして、公示した旨の知らせを関係団体の方に送付することとなります。流れは例年と同様になりますが、今年は9月12日が必要性の有無の諮問をいただく予定の審議会で、最初の専門部会が15日後の鉄鋼業ということになっておりまして、なかなか日数が確保できないところ、一定の推薦公示等を行う必要があります。日程に余裕がないという状況でございますので、各部会委員の人数につきましても、早めにご準備をお願いしたいと思っております。

事務局の方からの説明は以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。何か今の点について質問はございますか。
よろしいですかね。

それでは、労働局長から諮問がありましたので、例年どおり産別の検討小委員会を設けまして、まず、必要性の有無について審議をすることといたします。

この検討小委員会の委員の選任を行いたいと思います。公益委員につきましては、私のほかに、飛鳥委員、森宏之委員を指名させていただきます。

労使の代表委員についてはいかがいたしましょうか。

(秋田谷委員)

労側は、この3名、秋田谷、中野、そして野坂の3名。

(石岡会長)

秋田谷さん、中野さん、野坂さんですね。
使用者側はどういたしましょうか。

(小山田委員)

全員、5名ということでお願いいたします。

(石岡会長)

分かりました。それでは指名された委員の方々についてはよろしくお願いいたします。

その他、日程などについて何か質問等がありますか。

特にございませんか。

それでは、その他に何かありますか。

(小野委員)

よろしければ他県の状況、今日現在で分かっているところがあれば。

(事務局 賃金室長)

本日の時点で、事務局として他の都道府県の審議状況の方を把握している内容につきまして説明させていただきます。

昨日までで29の都道府県で結審しているということで情報をいただいております。

Aランクは、6つの都府県が全て結審しております。

Bランクは、半分位が結審しております。

Cランクは、秋田のみが8月5日に目安+4円で結審しております。

また、各状況につきましては、目安どおりの50円から54円までの幅ということで把握していることをご報告させていただきます。

以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは本日の審議会を終了したいと思います。お疲れ様でした。